

## 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案要綱

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とすること。

(第一条関係)

#### 二 定義

この法律において「鳥獣」とは、鳥類及び哺乳類ほに属する野生動物をいうこととし、その他この法律における主な用語の定義を定めること。

(第二条関係)

### 第二 鳥獣保護事業計画等

一 環境大臣は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本指針を定めるものとする。

二 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業計画を定めるものとする  
こと。

三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、特定鳥獣保護管理計画を定めることができること。

(第三条から第七条まで関係)

### 第三 鳥獣等の捕獲等の規制

一 鳥獣及び鳥類の卵は、次に掲げる場合を除き、捕獲等又は採取等をしてはならないこと。

(一) 環境大臣又は都道府県知事の許可を受けてその許可に係る捕獲等又は採取等をする場合

(二) 鳥獣保護区等以外の場所において、環境大臣又は都道府県知事による捕獲等の禁止又は制限に従って、狩猟鳥獣の捕獲等をする場合

(三) 農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等を行うことがやむを得ない鳥獣若しくは鳥類の卵であって環境省令で定めるものを、環境省令で定めるところにより、捕獲等又は採取等する場合

二 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法を定め、鳥獣の捕獲等を禁止する指定猟法禁止区域を指定することができること。

三 鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、環境省令で定める場合を除き、捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならないこと。（第八条から第十八条まで関係）

#### 第四 鳥獣等の飼養、販売等の規制

一 環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて捕獲した狩猟鳥獣以外の鳥獣を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないこと。

二 販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は鳥類の卵は、都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、その販売をしてはならないこと。

三 鳥獣又は鳥類の卵は、この法律に違反して捕獲又は採取をしたものではないことを証する証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこと。

四 鳥獣又は鳥類の卵は、当該鳥獣又は鳥類の卵を適法に捕獲若しくは採取したこと又は輸出が許可されたことを証する輸出国の政府機関等により発行される証明書を添付してあるものでなければ、輸入して

はならないこと。

五 この法律に違反して捕獲し、若しくは輸入した鳥獣又は採取し、若しくは輸入した鳥類の卵は、これを飼養、譲渡し、譲受け又は販売等のため引渡し若しくは引取りをしてはならないこと。

(第十九条から第二十七条まで関係)

## 第五 鳥獣保護区等

一 鳥獣の保護を図るため特に必要があるときは、鳥獣の種類その他生息状況を勘案して、環境大臣は国際的又は全国的な見地から鳥獣の保護のため重要と認める区域を、都道府県知事は地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県の区域内において環境大臣が指定する鳥獣保護区以外の区域を、それぞれ鳥獣保護区として指定することができること。

二 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を、特別保護地区として指定することができること。

(第二十八条から第三十三条まで関係)

## 第六 休猟区

都道府県知事は、狩猟鳥獣の数が著しく減少し、その増加を図る必要があると認める区域を、休猟区として指定することができること。

(第三十四条関係)

## 第七 危険の予防

一 都道府県知事は、銃器を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は静穏の保持のため銃猟を禁止又は制限することが必要であると認める区域を、銃猟禁止区域又は銃猟制限区域として指定することができること。

二 爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法等の危険な猟法は、環境大臣の許可を受けた場合等を除くほか、鳥獣の捕獲等に用いてはならないこと。

三 日出前及び日没後においては、銃猟をしてはならないこと。

四 住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所において、又は弾丸の到達するおそれのある人畜、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならないこと。

(第三十五条から第三十八条まで関係)

## 第八 狩猟免許

- 一 狩猟をしようとする者は、都道府県知事の狩猟免許を受けなければならないこと。
- 二 狩猟免許は、網・わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許に区分すること。
- 三 銃器以外の猟具を使用する法定猟法により狩猟をしようとする者は、網・わな猟免許を受けなければならないこと。

- 四 装薬銃を使用する猟法により狩猟をしようとする者は、第一種銃猟免許を受けなければならないこと。
- 五 空気銃を使用する猟法により狩猟をしようとする者は、第二種銃猟免許を受けなければならないこと。
- 六 狩猟免許は、狩猟免許試験に合格した者に対し、狩猟免許状を交付して行うこと。

- 七 狩猟免許の有効期間は、当該狩猟免許に係る狩猟免許試験を受けた日から起算して三年を経過した日の属する年の九月十四日までの期間とすること。  
(第三十九条から第五十四条まで関係)

## 第九 狩猟者登録

- 一 狩猟をしようとする者は、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないこと。

- 二 狩猟者登録の有効期間は、当該狩猟者登録を受けた年の十月十五日からその日の属する年の翌年の四

月十五日までとすること。ただし、北海道においては当該狩猟者登録を受けた年の九月十五日からその日の属する年の翌年の四月十五日までとすること。

三 狩猟者登録は、当該狩猟者登録を受けた狩猟免許の種類及び狩猟をする場所に限り、その効力を有すること。

(第五十五条から第六十七条まで関係)

## 第十 獵区

一 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、一定の区域において放鳥獣、狩猟者数の制限その他の狩猟の管理をしようとする者は、規程を定めて、狩猟の管理について都道府県知事の認可を受けなければならないこと。

二 獵区においては、獵区設定者の承認を得なければ、狩猟等を行うことができないこと。

(第六十八条から第七十四条まで関係)

## 第十一 雜則

一 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、鳥獣の捕獲等の許可を受けた者等に対し必要な報告を求めるとともに、それぞれの職員に鳥獣保護区等の必要な土地又

は場所に立ち入り、必要な調査又は検査をさせることができること。

(第七十五条関係)

二 鳥獣の保護又は狩猟の適正化に関する取締りに従事する職員について必要な権限を行うことができるようにするとともに、都道府県に鳥獣保護員を置くこと。

(第七十六条から第七十八条まで関係)

三 環境大臣は、鳥獣の数が著しく減少しているときその他鳥獣の保護を図るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができるものとする。

(第七十九条関係)

四 この法律の規定は、環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣であつて環境省令で定めるものについては、適用しないこと。

(第八十条関係)

五 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、所要の経過措置を定めることができるものとする。

(第八十一条関係)

六 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、環境省令で定めること。

(第八十二条関係)



第十二 罰則について必要な規定を設けること。

(第八十三条から第八十九条まで関係)

第十三 施行期日等

一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に必要な環境省令の制定、基本指針の策定等及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができるものとする。

(附則第二条関係)

三 所要の経過措置を設けること。

(附則第三条から附則第二十条まで関係)

四 政府は、この法律の施行後三年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二十一条)

五 この法律の施行に伴う関連法律の改正を行うものとする。

(附則第二十二条から第二十九条まで関係)